

信用保証料の補助について

港区の「創業支援融資」の要件を満たし、東京都の「創業融資」の要件も満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料補助制度を併用できる場合があります。

補助内容

東京都が信用保証料の3分の2を補助します。

手続きの流れ

港区産業振興課で、「創業支援融資」のあっせん書を取得

港区産業振興課に電話で面談予約→商工相談員との面談→創業計画書の完成→斡旋申込(書類審査)→あっせん書の交付

金融機関に融資申込
信用保証協会に保証申込

金融機関にあっせん書と創業計画書を持ち込み融資の申込
→金融機関が保証協会に保証の申込
※東京都制度と併用可能か金融機関が確認
併用可能な場合、保証料補助を東京都が行うため、
東京都制度「創業融資」(略称：都創業)として保証申込

保証承諾・融資実行

保証協会から金融機関へ、保証の可否の結果を連絡
→金融機関が港区へ、融資可否の結果を報告

利子補給の実行
信用保証料の補助

- 港区が年四半期ごとに金融機関に利子補給
(利子補給率と本人負担率については、「港区中小企業融資あっせんのご案内」をご覧ください)
- 東京都が利用者に信用保証料の補助(保証料の2/3の額)

お問い合わせ先

【区制度・申込に関すること】 港区産業・地域振興支援部 産業振興課 経営支援係 電話：03-6435-4620
【都制度に関すること】 東京都 産業労働局 金融部 金融課 電話：03-5320-4877